

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 へ

〒060-8501
札幌市中央区北1条西5丁目
北海道放送株式会社
代表取締役社長
長沼 修

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
全体		全体	地域情報の重要性和既存ラジオ局のノウハウの活用等が配慮され、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」に帯域を割当てられた事を評価したい。
16頁～17頁	最終行～	「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	北海道の広いエリアをカバーする為には放送事業者の多大な努力と長い年月が必要だった。 急速な普及計画は参入事業者に多大な負担をかけ、全国普及の障害になりかねないので慎重にすべきである。
30頁	エの項目	NHKのノウハウ等の活用	NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウの活用は必要と考える。
34頁	イの項目	サイマル放送の扱い	地域のリスナーに支持されている情報をサイマル放送することは端末の普及にも有効であり、制約すべきではない。